

2020年3月31日
協同住宅ローン株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育てを両立しながら、職員が働きやすい雇用環境を整備・向上していくための行動計画を以下のとおり策定します。

1. 計画期間 2020年4月1日～2022年3月31日までの2年間

2. 内容

目標 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

【対策】

- ・2021年1月の改正育児介護法施行規則等の施行に合わせ、看護休暇の時間単位の取得を可能とする。
- ・育児休業(休暇)取得推進のため、制度の周知や情報提供および対象者の個別説明を強化する。
- ・年次有給休暇の取得促進のため、連続休暇の取得を勧奨する。

以 上